

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年 6月30日

【会社名】 株式会社 ベネフィット・ワン

【英訳名】 Benefit One Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 白石 徳生

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

【電話番号】 03-6892-5200（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役コーポレート・センター部門長
兼 経営管理部長 小山 茂和

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

【電話番号】 03-6892-5200（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役コーポレート・センター部門長
兼 経営管理部長 小山 茂和

【縦覧に供する場所】 株式会社 ベネフィット・ワン 大阪支店
（大阪市北区芝田一丁目1番4号）
株式会社ベネフィット・ワン 名古屋支店
（名古屋市中村区名駅一丁目1番4号）
株式会社ベネフィット・ワン 横浜支店
（横浜市中区相生町二丁目31番地）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

平成22年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成22年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金2,500円

2. その他の剰余金処分に関する事項

繰越利益剰余金900,000,000円を減少し、別途積立金900,000,000円を増加する。

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、白石徳生氏、鈴木雅子氏、太田努氏、小山茂和氏、相原宏徳氏、南部靖之氏、若本博隆氏、平澤創氏、坂田裕子氏、上斗米明氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、後藤健氏を選任する。

第5号議案 取締役の報酬総額改定の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成割合 |
|-------------------|------------|------------|------------|------|-----------------|
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | 184,675 | 202 | 0 | (注)1 | 可決(93.27%) |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 184,645 | 232 | 0 | (注)2 | 可決(93.25%) |

| | | | | | | |
|-------------------------|-------|---------|-------|-----|------|------------|
| 第3号議案 取締役10名 選任の件 | 白石徳生氏 | 178,721 | 5,332 | 823 | (注)3 | 可決(90.26%) |
| | 鈴木雅子氏 | 184,461 | 415 | 0 | | 可決(93.16%) |
| | 太田努氏 | 184,544 | 332 | 0 | | 可決(93.20%) |
| | 小山茂和氏 | 184,427 | 449 | 0 | | 可決(93.14%) |
| | 相原宏徳氏 | 184,527 | 349 | 0 | | 可決(93.19%) |
| | 南部靖之氏 | 179,203 | 4,850 | 823 | | 可決(90.51%) |
| | 若本博隆氏 | 182,784 | 2,092 | 0 | | 可決(92.31%) |
| | 平澤創氏 | 182,775 | 2,101 | 0 | | 可決(92.31%) |
| | 坂田裕子氏 | 182,768 | 2,108 | 0 | | 可決(92.31%) |
| | 上斗米明氏 | 182,705 | 2,171 | 0 | | 可決(92.27%) |
| 第4号議案 監査役1名 選任の件 | 後藤健氏 | 184,550 | 327 | 0 | (注)3 | 可決(93.21%) |
| 第5号議案 取締役の報酬総額改定の件 | | 183,955 | 922 | 0 | (注)3 | 可決(92.91%) |

- (注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分および当日出席の一部の株主の議決権行使分を集計したところ、全ての決議事項は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したことから、株主総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上